

発議第 1 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

松阪市議会議員	沖	和	哉	
	松	岡	恒	雄
	橘		大	介
	松	本	一	孝
	赤	塚	か	おり
	坂	口	秀	夫
	山	本	芳	敬
	濱	口	高	志
	中	島	清	晴

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（開催の特例）

第 16 条の 2 委員長は、次に掲げるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症その他人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員会の招集場所への参集が困難と認めるとき。

(2) 大規模災害等の発生により委員会の招集場所への参集が困難と認めるとき。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、この条例の規定による出席委員とみなす。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第 45 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。